

消費者教育研究校報告書

愛知県立名古屋聾学校 酒井 良汰

1 はじめに

愛知県には本校を含め聾学校が5つある。本校は名古屋市東部に位置する聴覚障害のある生徒を対象とした特別支援学校である。中学部、高等部本科、高等部専攻科の92名が在籍し、聴覚に障害のある生徒のほか、知的障害を併せ有する生徒が通学している。本校高等部では生徒の障害の状態や発達を考慮して、二つの教育課程を編成している。また普通科以外にも生活デザイン科、インテリア科、機械制御科といった職業科も設置し、社会自立を目指し基礎学力の向上と職業教育に力を注いでいる。本研究では、普通科、職業科に在籍する高等部本科3年生7名の生徒を対象に消費者教育を行った。

本校を卒業後、大学等に進学する生徒もいるが、ほとんどの生徒が企業等に就職する。そのため、自立活動等の学習において卒業後の人生設計やお金の遣い方について扱うこともある。しかし、聴覚に障害があるため、一般校の生徒に比べ情報収集が難しい生徒もあり、実際に金銭トラブルに巻き込まれることも少なくはない。また、佐藤康正氏（1997年）が、「聾学校に在籍する聴覚障害児の言語能力の実態は、「読字」のような機械的学習は学年相当にできるが、「読解」のような文の意味を理解したり、操作することは非常に苦手」と述べているように、一般的に聴覚障害のある生徒たちは言語の習得に困難さがあるといわれている。

独立行政法人国民生活センターによると、昨今「低価格で購入したつもりが、4回の購入が条件の定期購入契約だった」などといった「定期購入」でのトラブルが急増しているという。令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、社会経験の少ない生徒たちも消費者トラブルに遭わないように知識をもち、行動できる能力が必要となる。

上記のことを踏まえ、本研究では聴覚障害のある生徒たちは、「定期購入」といったネットショッピングでトラブルに遭う可能性が高いのではないかと想定し、ネットショッピングにおいてトラブルに遭わない知識とトラブルに遭った際の相談方法が身に付けられるような実践に取り組んだ。

2 題材

「消費者トラブルにまきこまれない ～ネットショッピングを中心に～」

高等部本科第3学年（7名）

総合的な探究の時間、7時間完了

3 ねらい

- （1） 成年年齢になると、消費における契約について社会的責任が伴うことを理解する。
- （2） ネットショッピングにおけるトラブルの事例を知り、トラブルに遭わない方法やトラブルに遭った際の相談方法を理解する。
- （3） 消費者トラブルを自分事と捉え、ネットショッピングで注意することについて考える。

4 授業計画及び取組内容

(1) 授業計画

授業時間	取 組
第1時限目	契約について（本校職員による授業）
第2時限目	ネットショッピングにおけるトラブル事例を調べる
第3時限目	広告のしくみと広告の見方（公益社団法人日本広告審査機構による講義）
第4時限目	消費生活センターについて調べる
第5時限目	かしこい消費者になろう ～消費者トラブルにまきこまれない～ （愛知県消費生活総合センター相談員による講義）
第6時限目	怪しい広告に騙されてしまうのはなぜかを考える
第7時限目	聴覚障害者が怪しい広告に騙されない、トラブルに遭わないために気を付けることを考える

(2) 取組内容

ア 契約について（本校職員による授業） 〈第1時限目〉

生徒の中に成年年齢を迎える者が出てくる7月に本校職員による「成年年齢になった際の契約について」をテーマに授業を行った。「18歳になったらできること」「契約とは何か」「どんなものが契約になるのか」「契約を解除する方法について」などを生徒に説明をした（資料1）（写真1）。

今回の学習で学んだ内容について（生徒の感想）

- ・契約には様々な種類がある。（同回答2）
- ・契約を取り消したいときは違約金が必要な場合もある。
- ・自分の行動に責任が伴うことを学んだ。（同回答3）
- ・お金で物を買うときも契約の一つになることを学んだ。

「契約」について、新しく分かったこと（生徒の感想）

- ・「法的に保護された約束事」という定義だと初めて知った。
- ・18歳からローンを組めるようになると初めて知った。てっきり20歳からだと思っていたので意外に感じた。
- ・お金に関するトラブルが起こりやすい理由を知ったので、できるだけ遭遇しないように気を付けたいと思った。
- ・自分の行動に責任があることを初めて知った。（同回答2）

生徒の感想から、成人の契約には責任が伴うことについて理解を深めることができたと思う。

【資料1 授業で使ったスライド】



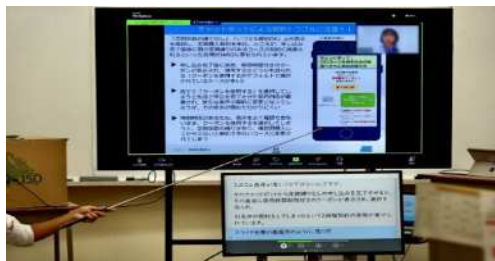
【写真1 本校職員の授業の様子】

イ. 広告のしくみと広告の見方(公益社団法人日本広告審査機構による講義)(第2、3時限目)

11月に広告やネットショッピングなどで最近どのようなトラブルが起きているのか、具体的な事例を調べた。生徒から「動画見放題のサブスクで無料お試しのつもりが有料契約になっていた。」「フリマで購入した商品が偽ブランドの商品であった。」「定期購入で初回無料、お試し価格の広告を見て、1回のお試しのつもりで購入したら定期購入だった。」「旅行などのパンフレットで読ませる気がないだろうと思うくらい小さな字でキャンセル料が書かれていた。」「芸能人などの著名人を偽って商品が販売されていた。」などの内容が出てきた。

実際にトラブルになった事例を調べていく中で生徒から「ネットショッピングについての契約は気をつけなきゃ」というような発言があり、トラブルに遭わないよう意識する姿勢が見られたと感じた。

その上で、講師として公益社団法人日本広告審査機構の方に「広告のしくみと広告の見方」というテーマで「広告のしくみ」「景品表示法について」「ステルスマーケティングについて」「未成年者が被害に遭ってしまった定期購入広告の例」について講義をしていただいた。講義では、広告の中には詐欺や虚偽のものが含まれることや、法に基づく表示が見分けるポイントの一つになることを説明していただいた。専門的な法律用語も多く出てきたが、生徒たちは真剣に耳を傾ける姿が見られた。



【写真 2 公益社団法人日本広告審査機構による講義の様子】

講義を聞いて学んだこと（生徒の感想）

- ・ SNSなどで広告を見る機会が多くあり、何が正しくて、何が間違っていたり、何を確認しなければいけなかったりとチェックするポイントを学んだ。
- ・ 広告については法律があり、正しく審査されている場合が多い。しかし近年のネット広告などは違法なものや無審査のものがあるということを学んだ。
- ・ 「ステマ」とは何か初めて知った。

今後気を付けていきたいこと（生徒の感想）

- ・ 広告は害がないものという認識であったが、今回の講義で必ずしも安全という訳ではなく、注意して見る必要があると感じた。
- ・ 相手に個人情報を渡すときには契約書などの内容を隅々まで見る必要があると聞き、気を付けなければと改めて感じた。
- ・ 広告を見るときはひとつの情報のみで判断せず他のレビューやサイトを見るなど比較することが大切と感じた。
- ・ 良い商品と感じても、騙されないようにまず疑うことが大切であると感じた。

生徒の感想から広告に対する正しい見方を学ぶことで、ネットショッピングなどでのトラブルに巻き込まれないための知識を得ることができたと考える。

ウ カしこい消費者になろう～消費者トラブルにまきこまれない～（愛知県消費生活総合センター相談員による講義） 〈第4、5時限目〉

12月より、「もし消費者トラブルに合ったら」をテーマに「消費生活センター」について調べた。ほとんどの生徒が「商品の購入やサービスの契約など消費生活全般に関する相談を受け、トラブル解決に向けたアドバイスを行うところ」「全国の都道府県・市町村にあり、国家資格をもった相談員が解決に向けてアドバイスをしてくれる」「実際の相談は手話通訳の依頼や電話リレーサービスを利用することができる」とまとめることができ、トラブルに遭った際の相談機関の存在を知ることができた。

トラブルに遭った際の相談機関について知ったうえで、講師として愛知県消費生活総合センター消費生活相談員の内田七重氏に「契約について」「トラブル事例」「トラブルにあわな

いために」について講義をいただいた。講師の方とは、事前に打ち合わせやメールでのやり取りを行い、障害や生徒の実態、現状について理解していただいた上で、語句や内容についてもご配慮いただき、実例の紹介やロールプレイ等を含め、分かりやすく説明をしていただいた。



【写真3 講師内田七重氏による講義】

講義を聞いて学んだこと（生徒の感想）

- ・ 契約は口約束でも成立してしまうことを学んだ。
- ・ 愛知県消費生活総合センターは相談の際に、手話通訳または筆談で対応してくれると学んだ。
- ・ 講義を聞いて最終確認が重要だと改めて思った。
- ・ ネット上での契約では、契約などのページが長すぎるため、必要な情報を見つけるのが難しいと思った。
- ・ 契約の内容が分かりにくいように長いページで説明書がつけられていると感じた。
- ・ 広告は最後の内容まで確認する必要がある。特に値段の内容はしっかりと確認が必要であり、文章の内容や間違いなどもしっかり見る必要がある。

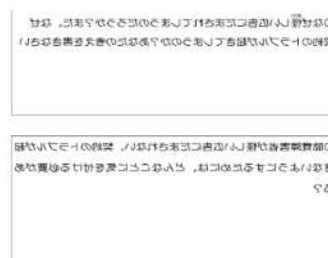
今後気を付けていきたいこと（生徒の感想）

- ・ 自分は引っかけからないと思っていた部分があったため、その考えを改める必要があると思った。
- ・ 契約の内容はどんなに長くても注意して内容を確認したいと思った。
- ・ 困ったときはすぐに消費生活センターへ相談したいと思った。また、手話通訳、筆談、電話リレーサービスの利用が可能だと知り、情報保障の面で安心して相談ができると思った。
- ・ 契約について最後までしっかり確認し、写真などに残すことが大切だと思った。

この講義で「うまい儲け話はない」「契約内容は必ず確認する」「困ったときはすぐ相談する」といった重要なポイントをしっかりと学ぶことができた。また、生徒の感想からトラブルに遭わない方法、実際にトラブルに遭った際の相談方法について理解することができたと思う。

エ 聴覚障害者が怪しい広告に騙されない、トラブルに遭わないために気を付けることについて
〈第6、7時限目〉

本校職員による授業や外部講師による講義、生徒たちの調べ学習を行った後、ワークシートに取り組んだ（資料2）。「なぜ怪しい広告に騙されてしまうのか。また、なぜ契約のトラブルは起きてしまうのか」、「聴覚障害者が怪しい広告に騙されない、契約のトラブルが起きないようにするためには、どのようなことに気を付ける必要があるか」という問いに対して、今まで学習してきた内容を踏まえて考える時間を設けた。



【資料2 ワークシートの内容】

なぜ怪しい広告に騙されてしまうのかに対する生徒の考え

- ・その広告が本当に信用できるものかどうかの判断ができなかったため。
- ・広告によっては有名な俳優さんが動画に出ているため、広告を観た人が「本物だ」と信じてしまう人もいると思う。
- ・確認不足が原因だと思う。（同回答2）
- ・もともと素人では気付くことができないようになっているのかもしれない。その場合私たちは、気付かないまま契約をしてしまう恐れがある。
- ・人は欲しいという気持ちがあると冷静に考えることができないから。（同回答2）
- ・契約書などを隅から隅まで読むとなると情報量が多すぎて、読む気持ちを失ってしまうから。

聴覚障害者が怪しい広告に騙されない、契約のトラブルが起きないようにするためには、どんなことに気を付ける必要があるかに対する生徒の考え

- ・契約の内容と他の人からの情報を見比べて、冷静に考え安全だと確認する必要があると思う。
- ・本当に信用できるかどうかを調べる（同回答3）
- ・リンク先のサイトの日本語がおかしい場合は注意が必要
- ・他のサイトからの画像をそのまま使用していないかチェックする
- ・万が一に備えて、入力画面や商品説明などの画像を保存する（同回答2）
- ・契約書の内容を丁寧に確認する（同回答2）
- ・商品を購入する際は常に疑うことが大切

多くの生徒が今までの講義の内容や自身が調べた内容を基に実際に自分だったらどうするかについて真剣に考える姿が見られた。また生徒の感想から、各々の生徒が自分なりの考えを記入できていることから消費者トラブルを自分事と捉えることができていること、二つの講義の内容を踏まえた考えを記入することができており、トラブルに遭わないために気を付けることについて考えることができたと考える。

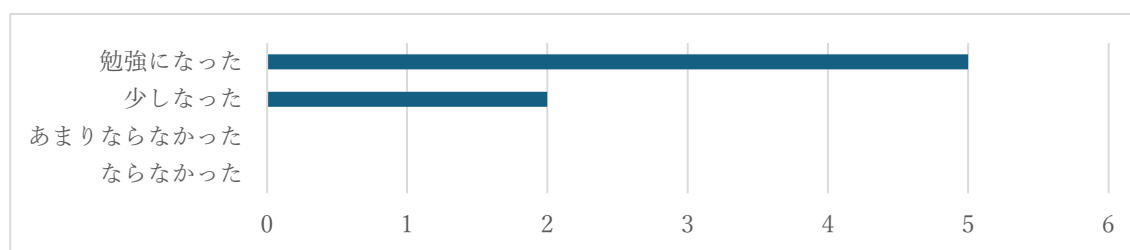
5 成果

本研究を始める前は、成年年齢になったとはいえ、消費者としての経験が乏しい生徒たちは

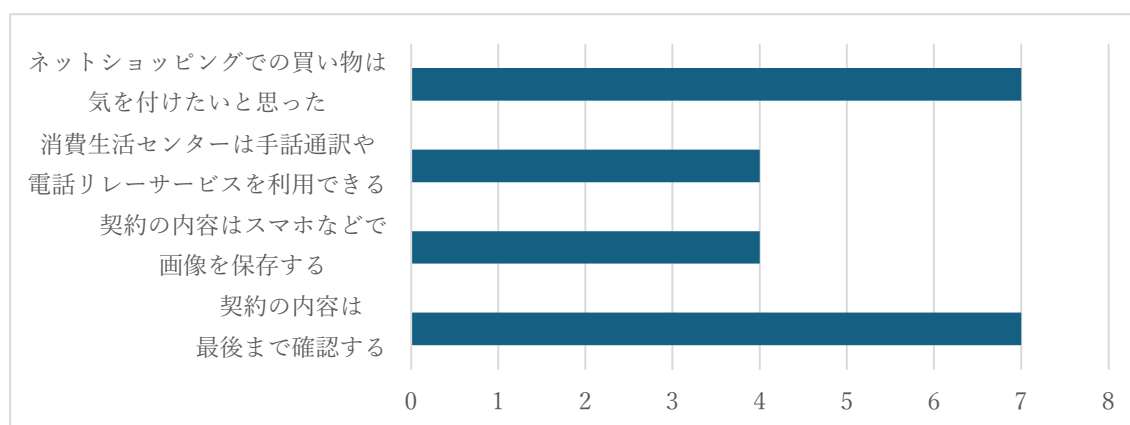
講座や調べ学習に対して他人事のような姿勢で取り組むのではないのかと懸念をしていた。しかし、実際の生徒たちは3回の講座や調べ学習を自分事と捉え、積極的に取り組む姿勢が見られた。生徒へのアンケート結果を見ると、本研究が生徒たちにとって有意義なものになったと考えられる（資料3、4）。また、本研究のねらいであるトラブルに遭わない方法やトラブルに遭った際の相談方法を理解することについても講義を行っていただいた講師の方々の尽力もあり、おおむね達成することができたと判断することができる。特にトラブルに遭った際の相談方法では、手話通訳や電話リレーサービスの活用を紹介することができ、聴覚に障害がある生徒たちにとって大切な内容を伝えることができた。

今回の実践が社会人として自立するにあたり、ネットショッピングに関わる消費者トラブルについて正しく認識し、トラブルに遭わない意識を身に付けるための一助になったのではないかと考える。

【資料3 今回の講座や調べ学習は勉強になったか】



【資料4 印象に残っている内容（多い内容を抜粋）】



6 今後の課題

本研究では、将来生徒たちが聴覚障害や言語の習得の困難さからネットショッピングでトラブルに遭う可能性が高いと想定し、トラブルに遭わない方法とトラブルに遭った際の相談方法に焦点を絞って取組を行った。その結果、生徒たちはトラブルについて自分事と捉えることができ、トラブルに遭わない方法とトラブルに遭った際の相談方法について理解を深めることができた。しかし、全体を通じて、一般的に注意する点や身に付けることについて紹介すること

が多く、聴覚障害者が注意する点や身に付けることについての紹介が十分ではなかったと感じた。事例の紹介や気を付ける点などでは一般的な内容を中心に紹介することが多く、聴覚障害者が実際に被害に遭った事例、聞こえにくいことでどのようなことに気を付けるのか等についてあまり紹介することができなかった。その結果、資料2のワークシートの内容が聴覚障害に特化できず、一般的な内容ばかりになってしまったと考える。

もう一つの課題として、生徒の主体的な学びの機会が不足していたことが考えられる。本研究は学年に所属する教員と相談し、生徒の実態を鑑みてテーマを設定した。そのため、調べる内容や講座については教員が決めた形となった。その中でも生徒たちはネットショッピングのトラブルについて自分事と捉え、主体的に調べたり、講師の話真剣に聞いたりする姿が見られた。そのような意欲的に取り組める生徒たちだったからこそ自分たちが関心のある内容をテーマとして設定し、関係する機関に講義を依頼することで、より主体的な学びが実現し深い学びにつながったのではないかと考える。

7 おわりに

今回、消費者教育の研究に取り組んだことによって、生徒たちが消費者トラブルについて考える良い機会となった。生徒たちはインターネットやメール、ゲーム機能、SNS等で不特定多数の人や情報との接触が可能な状態にあるが、それらの多くの情報から正しい情報を選択することが難しい生徒もいる。今回の取組によって学んだ、「困った際は関係する機関にすぐに相談すること」を他のトラブルの場面においても活用してほしいと思っている。また、我々教員も今回の取組を通じて、消費者トラブルについて改めて学んだり、聴覚障害がある生徒に何を身に付けてほしいかを考えたりする良い機会となった。

次年度以降は、今回の取組を他の学年にも紹介し、生徒たちが消費者トラブルに遭わないための実践事例を多く集め、プログラムとして体系化していきたいと考える。その上で今回の課題でもあった聴覚障害に焦点を当てた取組をより一層進めていきたい。

最後に、今回生徒たちのために講義をしていただいた、公益社団法人日本広告審査機構や愛知県消費生活総合センターの内田七重氏には、情報保障の面で普段の講義とは異なるさまざまな面で配慮をいただき、感謝の念に堪えない。今後も継続して関係を密にしていくことで、生徒たちにとって有意義な消費者教育に取り組んでいきたい。

参考文献

学芸図書株式会社 佐藤康正 『障害児の心理』 1997年